

四 宅地建物取引業法施行令の一部改正関係

宅地建物取引業者が宅地建物取引士をして宅地又は建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明しなければならない法令上の制限として、浸水被害軽減地区における土地の形状を変更する行為をしようとするときの届出義務に関する規定を追加することとした。(第三条第一項関係)

五 施行期日

この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年六月十九日)から施行することとした。

◇道路運送車両法施行令の一部を改正する政令

(政令第一五九号)(国土交通省)

1 自動車等の型式について指定を受けた者に対する報告徴収及び立入検査に関する権限を地方運輸局長に委任しないことを定めることとした。(第十五条第一項関係)

2 この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

(令第一六〇号)(厚生労働省)

1 次に掲げる物を毒物から除外することとした。(第一条関係)

亜セレン酸〇・〇〇八二パーセント以下を含有する製剤

2 次に掲げる物を劇物に指定することとした。(第二条第一項関係)

(一) 亜セレン酸〇・〇〇八二パーセント以下を含有する製剤。ただし、容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二パーセント以下を含有するものを除く。

(二) ニーターシヤリブチルフェノール及びこれを含有する製剤

3 次に掲げる物を劇物から除外することとした。(第二条第一項関係)

(一) 焼結した硫化亜鉛(II)

(二) トリス(ジベンチルジチオカルバマトークS・S)アンチモン五パーセント以下を含有する製剤

(三) 三(六・六)ジメチルピシクロ「三・一・二」ヘプターニール「二・二」ジメチルプロパン「二・二」トリル及びこれを含有する製剤

(四) 三(メチル)五(フェニル)ペンターニール「二・二」トリル及びこれを含有する製剤

(五) 無水マレイン酸一・二パーセント以下を含有する製剤

4 この政令の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。(附則第二条、第五条関係)

5 この政令は、平成二十九年七月一日から施行することとした。ただし、「毒物」から「容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二パーセント以下を含有するもの」を除外する改正及び3については、公布の日から施行することとした。

法律

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五十六号

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律

(中小企業信用保険法の一部改正)

第一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

6 この法律において「特例中小企業者」とは、中小企業者であつて、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていることについて、その住所を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

第三条第一項中「額(以下)の下に」この項において「を」を加える。

第三条の三第一項及び第二項中「千二百五十万円」を「二千万円」に改める。

第十二条中「第三条の二第一項及び第三条の三第一項」を削り、「に係る保険関係」を「第十二条に規定する経営安定関連保証をいう。次条及び第三条の三において同じ。」に係る保険関係」に、「第三条の二第三項」を、「第三条の二第一項及び第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第三項」に改める。

本則に次の見出し及び四条を加える。

(危機関連保証の特例)

第十五条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、危機関連保証(第二条第六項の経済産業大臣が認める日から一年以内の期間(同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が一年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む)において行われた特例中小企業者の経営の安定に必要な資金に係る第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下同じ。)を受けた特例中小企業者に係るものについて)の第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは、「危機関連保証(第十五条に規定する危機関連保証をいう。次条及び第三条の三において同じ。)に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第一項及び第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「危機関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第三項及び第三条の三第二項中「当該借入金額のうち」とあるのは「危機関連保証及びその他の保証」と、それぞれ当該借入金額のうちの」と、「当該債務者」とあるのは「危機関連保証及びその他の保証」とに、当該債務者」とする。

第十六条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、危機関連保証に係るものについての第三条第二項、第三条の第二項（第三条の第三項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）及び第五条の規定の適用については、第三条第二項中「百分の七十」とあり、第三条の第二項中「百分の八十」とあり、及び第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の九十」とする。

第十七条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、危機関連保証に係るものについての保険料の額は、第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第十八条 経営安定関連保証及び危機関連保証を受けた中小企業者一人についての普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

（信用保証協会法の一部改正）

第二条 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第三号中「投資事業（一）の下に「創業若しくは中小企業者の経営の改善発達を支援するもの又は」を加え、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 前項各号の債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援
第二十条第三項中「前項第二号イ」を「前項第三号イ」に改め、同条第四項中「この条」の下に「及び次条」を、「いい」の下に「この条において」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（協会と銀行その他の金融機関との連携）
第二十条の二 協会は、その業務を行うに当たつては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、銀行その他の金融機関と連携を図るものとする。

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正）
第三条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。
第十三条に次の一項を加える。

2 認定中小企業者（前条第一項第一号に掲げる中小企業者であるものに限る。以下この項及び次条第一項において同じ。）の代表者であつて、特定経営承継関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の第二項又は第三条の第三項に規定する債務の保証であつて、認定中小企業者の代表者が経営の承継に伴い当該認定中小企業者以外の者から株式等を取得するための資金その他の当該代表者が必要とする資金であつて当該認定中小企業者の事業活動の継続に必要なものとして経済産業省令で定めるものに係るものをいう。）を受けたものについては、当該代表者を同法第二項第一項の中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三まで及び第四条から第八条までの規定を適用する。

第十四条第一項中「（第十二条第一項第一号に掲げる中小企業者に限る。）を削り、「当該代表者が相続により承継した債務であつて当該認定中小企業者の事業の実施に不可欠な資産を担保とする借入れに係るものの弁済資金」を「経営の承継に伴い当該認定中小企業者以外の者から株式等を取得するための資金」に改める。

（産業競争力強化法の一部改正）

第四条 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。
第百十五条第一項中「一千万円（同法第二条第二十三項第一号に規定する認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて行う創業に要する資金に係る創業関連保証（以下「支援創業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額にあつては、千五百万円）」を「二千万円」に、「二千万円（支援創業関連保証にあつては、千五百万円）」を「二千万円」に改める。

第百十八条第二項の表第三条第二項の項の前に次のように加える。

Table with 2 columns: 第三条第一項, この項及び第三項

附則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
財務大臣 麻生 太郎
経済産業大臣 世耕 弘成

医療法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五十七号

医療法等の一部を改正する法律

（医療法の一部改正）

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の四」を「第六条の四の二」に改める。

第五条第一項中「については」の下に「第六条の四の二」を加える。

第六条の三第三項中「事項」の下に「電磁的方法（一）を、「利用する方法」の下に「をいう。次条第二項及び第六条の四の二第二項において同じ。」を加える。

第六条の四第二項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を一電磁的方法」に改め、第二章第一節同条の次に次の一条を加える。

第六条の四の二 助産所の管理者（出張のみによつてその業務に従事する助産師にあつては当該助産師。次項において同じ。）は、妊婦又は産婦（以下この条及び第十九条第二項において「妊婦等」という。）の助産を行うことを約したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊婦等の助産を担当する助産師により、次に掲げる事項を記載した書面の当該妊婦等又はその家族への交付及びその適切な説明が行われるようにしなければならない。
一 妊婦等の氏名及び生年月日
二 当該妊婦等の助産を担当する助産師の氏名
三 当該妊婦等の助産及び保健指導に関する方針
四 当該助産所の名称、住所及び連絡先
五 当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所の名称、住所及び連絡先
六 その他厚生労働省令で定める事項

2 助産所の管理者は、妊婦等又はその家族の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。

第六条の五第一項第十号中「前条第三項」を「第六条の四第三項」に改める。

第六条の七第一項第七号中「第十九条」を「第十九条第一項」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

2 出張のみによつてその業務に従事する助産師は、妊婦等の助産を行うことを約するときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所を定めなければならない。
第八十九条第一号中「第十九条」を「第十九条第一項若しくは第二項」に改める。